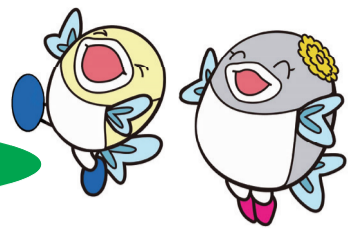


令和5年度

各地区別ごみ収集カレンダー



仁木地区 ※1	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
もえるごみ プラスチック製品 ビニール製品 (容器包装 リサイクル 製品以外のもの)	3・7 10・14 17・21 24・28	1・5 8・12 15・19 22・26 29	2・5 9・12 16・19 23・26 30	3・7 10・14 17・21 24・28 31	4・7 11・14 18・21 25・28	1・4 8・11 15・18 22・25 29	2・6 9・13 16・20 23・27 30	3・6 10・13 17・20 24・27	1・4 8・11 15・18 22・25 29	2・5 8・12 15・19 22・26 29	2・5 9・12 16・19 23・26	1・4 8・11 15・18 22・25 29
もえないごみ	13	11	8	6	3	7	12	9	7	11	8	7
粗大ごみ			19~21 23~25			18~20 22~24			4~6 8~10			11~13 15~17
かん類・ペットボトル	11	9	6	4	1	5	10	7	5	9	6	5
びん類	12	10	7	5	2	6	11	8	6	10	7	6
その他プラスチック製 容器包装												

※1 福東新田区、中郷新田区、藻池新田区、海松新田区、大吉新田区、松内区、下大樽新田区、下大樽区が対象です。

福東地区 ※2	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
もえるごみ プラスチック製品 ビニール製品 (容器包装 リサイクル 製品以外のもの)	3・7 10・14 17・21 24・28	1・5 8・12 15・19 22・26 29	2・5 9・12 16・19 23・26 30	3・7 10・14 17・21 24・28 31	4・7 11・14 18・21 25・28	1・4 8・11 15・18 22・25 29	2・6 9・13 16・20 23・27 30	3・6 10・13 17・20 24・27	1・4 8・11 15・18 22・25 29	2・5 8・12 15・19 22・26 29	2・5 9・12 16・19 23・26	1・4 8・11 15・18 22・25 29
もえないごみ	20	18	15	13	10	14	19	16	21	18	15	14
粗大ごみ			19~21 23~25			18~20 22~24			4~6 8~10			11~13 15~17
かん類・ペットボトル	18	16	13	11	8	12	17	14	19	16	13	12
びん類	19	17	14	12	9	13	18	15	20	17	14	13
その他プラスチック製 容器包装												

※2 本戸区、中郷区、里東区、里西区、南波区、福東北部区、福東南部区、塩喰川東区、塩喰川西区が対象です。

大藪地区 ※3	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
もえるごみ プラスチック製品 ビニール製品 (容器包装 リサイクル 製品以外のもの)	3・7 10・14 17・21 24・28	1・5 8・12 15・19 22・26 29	2・5 9・12 16・19 23・26 30	3・7 10・14 17・21 24・28 31	4・7 11・14 18・21 25・28	1・4 8・11 15・18 22・25 29	2・6 9・13 16・20 23・27 30	3・6 10・13 17・20 24・27	1・4 8・11 15・18 22・25 29	2・5 8・12 15・19 22・26 29	2・5 9・12 16・19 23・26	1・4 8・11 15・18 22・25 29
もえないごみ	27	25	22	20	24	21	26	30	21	25	22	28
粗大ごみ			19~21 23~25			18~20 22~24			4~6 8~10			11~13 15~17
かん類・ペットボトル	25	23	20	18	22	19	24	28	26	23	20	26
びん類	26	24	21	19	23	20	25	29	27	24	21	27
その他プラスチック製 容器包装												

※3 大藪西組区、大藪東組区、本通り区、楡俣北部区、楡俣南部区、楡俣新田区、四郷北部区、四郷南部区が対象です。

ゴミのポイ捨てや野焼きはやめましょう

散歩中のペットのフンは持ち帰りましょう

町指定のゴミ袋には必ず世帯主のフルネームを記入しましょう